

議案第 5 号

職員のサービスの宣誓に関する条例の一部改正について

職員のサービスの宣誓に関する条例の一部を改正する条例を別紙のように定めるものとする。

令和 3 年 3 月 2 日提出

大口町長 鈴木 雅 博

(提案理由)

この案を提出するのは、宣誓書への押印を廃止することに伴い、この条例の一部を改正するため必要があるからである。

職員の服務の宣誓に関する条例の一部を改正する条例

職員の服務の宣誓に関する条例（昭和29年大口村条例第4号）の一部を次のように改正する。

別記様式中「㊟」を削る。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

職員のサービスの宣誓に関する条例の一部改正新旧対照表

新
別記様式
<p>宣 誓 書</p> <p>私は、ここに、主権が国民に存することを認める日本国憲法を尊重し、かつ、擁護することを固く誓います。</p> <p>私は、地方自治及び教育の本旨を体するとともに公務を民主的かつ能率的に運営すべき責務を深く自覚し、全体の奉仕者として、誠実かつ公正に職務を執行することを固く誓います。</p> <p>年 月 日</p> <p style="text-align: right;">氏 名</p>

旧
別記様式
<p>宣 誓 書</p> <p>私は、ここに、主権が国民に存することを認める日本国憲法を尊重し、かつ、擁護することを固く誓います。</p> <p>私は、地方自治及び教育の本旨を体するとともに公務を民主的かつ能率的に運営すべき責務を深く自覚し、全体の奉仕者として、誠実かつ公正に職務を執行することを固く誓います。</p> <p>年 月 日</p> <p style="text-align: right;">氏 名 <u>㊦</u></p>